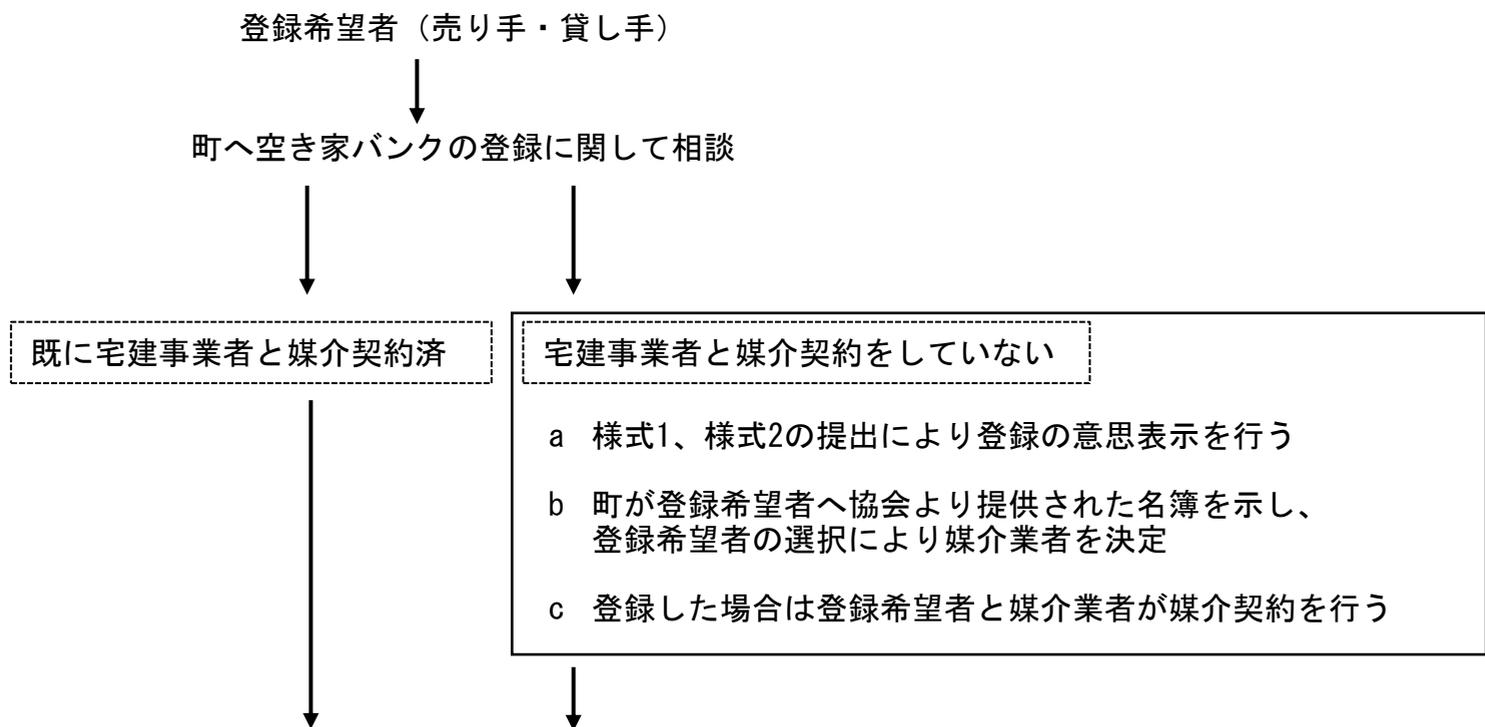


上峰町空き家バンク契約までの手続きフロー



- ① 町へ様式1、様式2、様式3の提出により登録申し込み
- ② 町が登録の可否を決定
- ③ 町のホームページ等により情報を公開
- ④ 公開された情報を見て、購入または賃借の申出をする利用希望者（買い手・借り手）は、町へ様式9を提出
- ⑤ 町から利用希望者の情報を媒介業者及び登録希望者へ提供
- ⑥ 当事者間及び媒介業者において、物件に関する交渉及び契約等を実施
- ⑦ 媒介業者より、交渉及び契約の結果について様式10にて町へ報告